

若松城天守閣展示リニューアル業務委託要求水準書

1 業務の目的

本事業は、令和4年度に実施する「若松城天守閣長寿命化工事」に併せて、若松城天守閣展示を更新することによって、本市のシンボルである鶴ヶ城への観光誘客を促進し、更には、まちなかへの周遊や滞在型観光を推進することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

2 施設の概要

- (1) 施設名称 若松城天守閣(鶴ヶ城天守閣)
- (2) 所在の場所 福島県会津若松市追手町1-1
- (3) 対象面積 約1,450㎡(別図参照)

3 業務内容

- (1) 若松城天守閣の展示設備の更新に係る製作及び設置。
 - ・ 設計書の内容においては、既存展示設備の活用を可とする。
 - ・ 展示に使用する実物史料に関しては、若松城天守閣郷土博物館(一般財団法人会津若松観光ビューロー)で発行した図録等を参照し、会津若松市又は会津若松市が指定する職員と十分な協議を行うものとする。
 - ・ デジタルを活用した展示手法については、メンテナンス及びアップデートなどに配慮するものとする。
- (2) 文化財展示ケースの更新に係る製作及び設置。(対象文化財展示ケースのみ※別図参照)
- (3) 上記(1)(2)に付帯する照明改修、内装改修、既存物の撤去及び処分等
※ただし、上記(2)においては対象となる文化財展示ケースの撤去、処分については業務内容に含まれない。
- (4) 業務内容に係る設計書の作成。
 - ・ 設計書の内容は企画提案書をベースとして作成すること。また今後、会津若松市観光商工部観光課で設置する「(仮称)若松城天守閣展示リニューアルワーキンググループ」(2～3回程度開催予定)での協議内容を踏まえること。※上記協議に使用する関連資料の作成や議事録作成などの支援についても業務に含まれる。

4 文化財展示ケースの仕様

- (1) 文化財展示ケースの更新にあたっては、一層、二層及び三層については、更新する対象の文化財展示ケースと同程度のスペースを確保すること。
- (2) 文化財展示ケースについては、以下の条件を付すものとする。
 - ① 気密性能：リニューアル対象のケースは、エアタイトケースとすること。
(空気交換率 0.3回/日程度)
 - ② 調湿性能：
 - ・ 展示ケース内の湿度変動幅を12時間で3ポイント以内に抑えること。
 - ・ ケース内に用いる内装材は無機質系中性の調湿パネルを使用すること。若しくは、調湿剤を併用する場合は、参考基準と同等の調湿性能と有するものとする。

【参考基準】

- ・湿度条件 : 中湿域
- ・養生条件 : 23℃、50%
- ・吸湿過程 : 23℃、75%
- ・放湿過程 : 23℃、50%
- ・吸湿量 : 12時間経過後 90 g/m³以上
- ・放湿量 : 12時間経過後 80 g/m³以上
- ・吸放湿量差 : 10 g/m³以下

③ 環境性能 :

- ・展示ケースの内装に使用する内装材や接着剤は汚染化学物質の発生が少ないものを選定すること。
- ・展示ケース内に用いる調湿パネル等は、文化財汚染物質であるホルムアルデヒド、アセトアルデヒドの放散速度を厚生労働省の室内濃度指針値に換算し下回ること。
- ・アンモニア、酢酸、ギ酸、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒドの数値については、第三者による専門機関のデータを提出すること。
- ・展示ケースの工事完了後、空気清浄装置等を使用し、枯らし期間の短縮に努めること。また、枯らし方法について示すこと。
- ・展示ケース工事完了後、文化財汚染物質のうち酢酸、アンモニア、ホルムアルデヒドについて空気環境調査を実施し、測定結果は下で示す値を超過しない状態とする。
 - ・酢酸 170ppb (430 μ g/m³) 以下
 - ・アンモニア 30ppb (22 μ g/m³) 以下
 - ・ホルムアルデヒド 80ppb (100 μ g/m³) 以下

5 業務条件

- (1) 展示物及び展示什器類等の製作物は、化学物質の放出等、展示資料に影響を与えない材料を使用するものとする。やむを得ず使用しなければならない場合は、通風・換気に注意するものとする。
- (2) 若松城天守閣内における展示更新の製作及び設置に係る作業時間は、原則として若松城天守閣の開館時間（午前8時30分から午後5時まで）内とする。ただし、作業の都合上、市がやむを得ないと認める場合については、作業時間の延長を認めるものとする。
- (3) 履行期間と重なる時期(令和4年9月下旬から令和5年3月中旬)に「若松城天守閣長寿命化工事」を実施することから、展示更新に係る製作及び設置作業は、各階層単位でその都度部分的に行うこととし、工事業者と日程について綿密に調整すること。なお、工事業者との調整は会津若松市観光商工部観光課を介するものとする。
- (4) 若松城天守閣内における展示更新の製作及び設置に係る作業については、安全性の確保を図るとともに、騒音、異臭の発生などにより環境の悪化が生じないように、万全の対応を図ること。
- (5) 展示に係る年代、歴史的内容の表記については、適切な学芸員資格者の指導、助言のもとに現存する資料を収集・分析し、可能な限り正確な内容とすること。

- (6) 展示更新の製作及び設置等に関しては、史跡である石垣や展示資料、収蔵資料には影響のないよう特に注意すること。
- (7) 万一、展示更新の製作及び設置に係る作業により事故が発生した場合、受託者の責めに帰すべき事由がある場合は、受託者が全責任を負うものとする。
- (8) その他、実施にあたっては、会津若松市観光商工部観光課及び市からの委託に基づく若松城天守閣の指定管理者（一般財団法人会津若松観光ビューロー）の管理に関する指示に従うこと。

6 業務の履行期間

契約締結日(令和4年6月中旬予定)から令和5年3月24日まで

※若松城天守閣閉館期間：令和4年10月1日から令和5年3月31日まで

(令和5年4月1日からオープン)

※なお、若松城天守閣長寿命化工事の工期予定については、別紙(案)のとおり

7 事業費

- (1) 総事業費 221,360,000円以内
- (2) 次の事項は事業費に含むものとする。
 - ①消費税及び地方消費税
 - ②展示環境のアフターケアに係る経費
 - ③その他、破損に対応する保険など業務を実施するにあたって必要となる経費

8 業務実施報告

業務終了後、下記のを2部とりまとめた実施報告書を提出すること。

- (1) 業務に係る設計書及び竣工図(製本および電子媒体) 1枚
- (2) 更新した展示の設置前及び設置後の状況を示す写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚
- (3) 作業中の写真 適宜の箇所においてそれぞれ1枚

9 その他

会津若松市発注工事等からの暴力団等排除措置要綱を厳守すること。